

平成 2 2 年第 3 回那珂川町議会臨時会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 2 年 5 月 6 日 (木曜日) 午前 1 0 時開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

本日の会議に付した事件

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 常任委員の選任 (議長提出)

追加日程第 6 議会運営委員の選任 (議長提出)

追加日程第 7 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出 (議長提出)

追加日程第 8 発議第 1 号 議会広報特別委員会の設置について (議員提出)

追加日程第 9 承認第 1 号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について (町長提出)

追加日程第 1 0 承認第 2 号 那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について (町長提出)

追加日程第 1 1 議案第 1 号 那珂川町監査委員の選任同意について (町長提出)

追加日程第 1 2 議案第 2 号 那珂川町税条例の一部改正について (町長提出)

追加日程第 1 3 総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第 1 4 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第 1 5 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第 1 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第 1 7 議会広報特別委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（15名）

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	阿久津武之君
11番	橋本操君	12番	鈴木和江君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	川上要一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブル テレビ放送 センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	手塚孝則君	環境総合推進 室長	星康美君
学校教育課長	荒井和夫君	生涯学習課長	藤田悦男君
農業委員会 事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	橋本民夫
書記	岩村照恵	書記	北條清

開会 午前 10時00分

開会の宣告

臨時議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第3回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

臨時議長（塚田秀知君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

臨時議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございますので、ごらんいただきたいと存じます。

仮議席の指定

臨時議長（塚田秀知君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

議長の選挙

臨時議長（塚田秀知君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。

那珂川町議会会議規則第32条2項の規定により、立会人に4番、鈴木雅仁君及び5番、益子明美さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（塚田秀知君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

臨時議長（塚田秀知君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

臨時議長（塚田秀知君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼・投票〕

臨時議長（塚田秀知君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

臨時議長（塚田秀知君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人4番、鈴木雅仁君及び5番、益子明美さんに開票の立ち会いをお願いいたします。

〔書記開票〕

臨時議長（塚田秀知君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 15 票

有効投票 15 票

無効投票 0 票

有効投票中、得票数を申し上げます。

川上要一 君 14 票

益子輝夫 君 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、川上要一君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（塚田秀知君） ただいま議長に当選されました川上要一君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

この際、川上要一君の議長就任のための発言を許します。

〔10番 川上要一君登壇〕

10番（川上要一君） ごあいさつ申し上げます。

ただいまは、議員の皆様のご推薦によりまして、那珂川町議長の重職を背負うことになりました。

まことに光栄に存じていますとともに、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

私はまだまだ未熟でありまして、浅学非才の者でございますが、皆様のご推薦を得られました以上、公正を旨として円満なる議会運営に努めさせていただきます。

そして、那珂川町の進展はもとより、町民皆様のますますの進展と、安心・安全で暮らせる素晴らしい町になりますように、さらなる福祉の向上とまた地方自治の発展に幾分なりとも寄与できればと思っております。

どうぞ、議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、なお一層のご理解、ご支援を賜りますよう切にお願いを申し上げまして、簡単ではございますが議長就任のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

臨時議長（塚田秀知君） これにて臨時議長の職務は終了いたしましたので、新議長と交代いたします。ご協力まことにありがとうございました。（拍手）

〔臨時議長、議長と交代〕

議長（川上要一君） それでは、休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時19分

議長（川上要一君） 再開いたします。

日程の追加

議長（川上要一君） ただいま配付したとおり、本日の議事日程を追加いたします。

議席の指定

議長（川上要一君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、那珂川町議会会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

お手元の議席表のとおり、議席を指定いたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

議長（川上要一君） 再開いたします。

会議録署名議員の指名

議長（川上要一君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、佐藤信親君及び2番、益子輝夫君を指名いたします。

会期の決定

議長（川上要一君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

副議長の選挙

議長（川上要一君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条2項の規定により、立会人に6番、大金市美君及び7番、岩村文郎君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

議長（川上要一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（川上要一君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼・投票〕

議長（川上要一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人6番、大金市美君及び7番、岩村文郎君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔書記開票〕

議長（川上要一君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数	15	票
有効投票	15	票
無効投票	0	票

有効投票中、得票数を申し上げます。

鈴木和江 さん	14	票
益子輝夫 君	1	票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、鈴木和江さんが副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（川上要一君） ただいま副議長に当選されました鈴木和江さんが議場におられますので、本席から那珂川町議会会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

この際、鈴木和江さんの副議長就任のための発言を許します。

12番、鈴木さん。

〔12番 鈴木和江君登壇〕

12番（鈴木和江君） ただいま議員各位の支持をいただきまして副議長の重職を担うことができましたこと、まことに光栄に存じます。

女性が生活経験と感覚を生かし、政治に発言し、行動していくことは、那珂川町の円満なバランスある発展のためには大変必要でないかと思われま。

裏方として、女性が今まで社会の中で担ってきた経験や知識、知恵が、今必要とされているときでございます。

私は、地域生活に密着した女性の力を十分に発揮いたしまして、議長の補佐役として頑張りたいと思いますので、皆様のご協力、よろしくお願いいたします。（拍手）

常任委員の選任

議長（川上要一君） 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時44分

議長（川上要一君） 再開いたします。

常任委員の氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

事務局長（田村正水君） それでは、各常任委員の構成を申し上げます。

総務企画常任委員会

益子 輝夫 議員 鈴木 雅仁 議員

橋本 操 議員 石田 彬良 議員

川上 要一 議長

教育民生常任委員会

佐藤 信親 議員 益子 明美 議員

大金 市美 議員 岩村 文郎 議員

鈴木 和江 副議長

産業建設常任委員会

塚田 秀知 議員 小林 盛 議員

福島 泰夫 議員 阿久津 武之 議員

小川 洋一 議員

以上であります。

議長（川上要一君） ただいま事務局長が朗読したとおり指名いたします。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任については、議長指名のとおり決定いたしました。

ただいま各常任委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておきませんので、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま総務企画、教育民生、産業建設の各常任委員会を招集いたします。各常任委員会は正副委員長互選の上、報告願います。

各常任委員会の会場は、事務局長より連絡いたします。

事務局長（田村正水君） それでは、会場を申し上げます。

総務企画常任委員会、議員控室。教育民生常任委員会、2階の第1委員会室。産業建設常任委員会、2階の第2委員会室でお願いいたします。

議長（川上要一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時01分

議長（川上要一君） 再開いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれて正副委員長が決定し、報告がありましたので、その結果を申し上げます。

総務企画常任委員会委員長 橋本 操 君

副委員長 鈴木 雅仁 君

教育民生常任委員会委員長 大金 市美 君

副委員長 佐藤 信親 君

産業建設常任委員会委員長 阿久津武之 君

副委員長 塚田 秀知 君

以上のとおりであります。

議会運営委員の選任

議長（川上要一君） 追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時08分

議長（川上要一君） 再開いたします。

議会運営委員の指名を行います。

議会運営委員に

橋本 操 君 大金 市美 君

阿久津武之 君 福島 泰夫 君

石田 彬良 君

を指名いたします。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任については、議長指名のとおり決定いたしました。

ただいま議会運営委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま議会運営委員会を議員控室に招集いたします。

正副委員長を互選の上、報告願います。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 09 分

再開 午前 11 時 16 分

議長（川上要一君） 再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれて正副委員長が決定し、報告がありましたので、その結果を申し上げます。

議会運営委員会委員長 福島 泰夫 君

副委員長 石田 彬良 君

以上のとおりであります。

議案を配付いたします。

南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出

議長（川上要一君） 追加日程第7、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出を行います。

本件は、南那須地区広域行政事務組合同規約第6条第1項の規定により6名の議員を選出することになっております。

南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条2項の規定により、立会人に8番、小林 盛君及び9番、福島泰夫君を指名いたします。

議長（川上要一君） 投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（川上要一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（川上要一君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼・投票〕

議長（川上要一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人 8 番、小林 盛君及び 9 番、福島泰夫君に開票の立ち会
いをお願いいたします。

〔書記開票〕

議長（川上要一君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 15 票

有効投票 15 票

無効投票 0 票

有効投票中、得票数を申し上げます。

益子明美 さん 3 票

大金市美 君 3 票

阿久津武之君 3 票

石田彬良 君 3 票

私、川上要一 2 票

小川洋一 君 1 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 1 票であります。

よって、益子明美さん、大金市美君、阿久津武之君、石田彬良君、私、川上要一、小川洋
一君が南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（川上要一君） ただいま南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出されました益子明美さん、大金市美君、阿久津武之君、石田彬良君、小川洋一君、私、川上要一が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

受諾されたと認めます。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 追加日程第8、発議第1号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

〔岩村照恵書記朗読〕

議長（川上要一君） 議案の朗読が終わりました。

提案の趣旨説明を求めます。

5番、益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） ただいま提案になりました発議第1号 議会広報特別委員会の設置について、提案の趣旨の説明を申し上げます。

議事公開の原則に基づいて、住民の代表者である議会が議会広報紙を発行し、議会の運営、審議の状況、議会活動などを住民に知らせることは議会に課せられた義務であります。

那珂川町議会では、従来より議会広報特別委員会を設置し、議会広報の編集及び広報に関する調査研究を行ってきたところであり、今後においても引き続き議会活動を啓発し、活動の状況をよりわかりやすく住民に周知することは大変重要と考えております。

つきましては、議員各位のご賛同を賜り、議会広報特別委員会の設置について議決くださいますようお願い申し上げます、提案の趣旨の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号 議会広報特別委員会の設置については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員については、委員会条例第8号第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時42分

議長（川上要一君） 再開いたします。

議会広報特別委員の指名を行います。

議会広報特別委員に

佐藤 信親 君 塚田 秀知 君

鈴木 雅仁 君 益子 明美 さん

福島 泰夫 君

を指名いたします。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員については、議長指名のとおり決定いたしました。

ただいま議会広報特別委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま議会広報特別委員会を議員控室に招集いたします。

正副委員長を互選の上、報告願います。

休憩いたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午前 11時51分

議長（川上要一君） 再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開かれて正副委員長が決定し、報告がありましたので、その結果を申し上げます。

議会広報特別委員会委員長 益子 明美 さん

副委員長 鈴木 雅仁 君

以上のとおりであります。

ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

議長（川上要一君） 再開いたします。

町長あいさつ

議長（川上要一君） ここで、町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま議長のご配慮により、発言の機会をいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には、4月18日に執行された町議会議員選挙におきまして、町民の皆さんから絶大なご信任を得、めでたく当選の栄を勝ち取られましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。

また、先ほど正副議長の選挙が行われ、議長に川上要一議員、副議長に鈴木和江議員が当選されました。心からお祝いとお喜びを申し上げますとともに、適正かつ円滑な議会運営にお力を発揮されますよう念願するものであります。

続けて、各常任委員会など、議会の組織を無事構成されたところでございますが、今後、委員会審議、あるいは各般の議会活動においてお世話になることが多いと思います。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、私も町長に就任してからちょうど6カ月になったところであります。町長就任以来、本町の課題である行財政改革、そして少子・高齢化、人口減少対策、さらに地域振興対策など多くの課題を抱えての行政運営であります。町民や議会のご協力をいただきながらこれらの問題に取り組み、町民の皆さんが安心して暮らすことのできるまちづくりを推し進めているところであります。

まだ6カ月と考えるか、もう6カ月と考えるかはさまざまですが、就任して最初の予算編成となった平成22年度は、私にとって本格的な行政運営の取り組みになるものと思っております。

私の公約であります協働のまちづくりや行財政改革、安心・安全なまちづくりを踏まえ、総合振興計画との整合性を図りながら、着実に推進してまいりたいと考えておりますが、主な事業といたしましては、新たな公共交通対策として、デマンド交通システムの導入に取り組めます。

また、子育て支援策として、町といたしましては、子ども医療費の対象年齢を小学3年から県の補助制度を上回る中学3年まで拡大し、医療費にかかる家庭の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

生活基盤の整備といたしましては、町道の改良のほか防災施設の充実や、小・中学校の耐震化など、安全・安心の向上に努めてまいります。

農林・商工業の振興では、農産物ブランド化推進事業費補助などにより、町独自のブランド化を促進するほか、中小企業融資基金の増額など、経済対策にも配慮した施策を講じてまいります。

また、環境のまちづくりにおいては、一般家庭での太陽光の利用や省エネの促進を図ることを目的に、新たに太陽光発電等施設導入の補助の制度を設けたところでございます。

なお、本年度は那珂川町が誕生して5年目を迎えることから、合併5周年記念事業を実施することといたしました。

北沢地区の不法投棄対策につきましては、県営処分場建設による解決を基本とし、全国のモデルとなるような安全な処分場建設を進めるとともに、これを契機に地域振興にもつながるよう努力してまいり所存であります。

町総合振興計画の6つの基本目標実現に向けて、各種施策を展開してまいります。本年度は前期基本計画の最終年度になりますので、地域での懇談会などを通じて町民各位のご意見を聞きながら、みんなで考え行動するまちづくりのための後期基本計画を本年度中に策定し、全職員と一丸となってまちづくりを進めていく所存であります。

議員の皆さんにおかれましても、建設的なご提言をいただき、町政発展のため、何とぞご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。あいさつといたします。ありがとうございます。

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 追加日程第9、承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由の説明を申し上げます。

このたび地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日公布され、4月1日から実施されました。

今回の改正は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の改正であります。

これに伴い、那珂川町税条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条3項の規定により、これを議会に報告申し上げ承認を求めるものであります。

なお、詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） 補足説明いたします。

お手元には、専決処分のほか新旧対照条文と主な改正内容等があると思います。

今回改正については、お手元の主な改正内容についての参考資料により、ご説明申し上げます。

個人住民税の公的年金からの徴収方法については、平成20年度までは、原則として給与からの特別徴収とされ、申告により、給与所得以外のその他所得分と年金所得分は普通徴収も可とされてきました。

平成20年度の税制改正で、年金所得分については65歳以上が年金から特別徴収されることになりましたが、65歳未満の年金所得者については普通徴収となりましたので、納税者が窓口等での納付の手間が生じることになりました。

このため今回の改正で、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、特別徴収ができるようになりました。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 追加日程第10、承認第2号 那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました承認第2号 那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。

今回の改正の中で、解雇等により急に職場を失った者については、国民健康保険税が前年所得に基づき賦課されるために負担が過重となる場合があることから、在職中の保険料負担と比較して加重とならないよう軽減措置を創設されました。これに伴い、那珂川町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告申し上げ承認を求めます。

なお、詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（川上要一君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津実君） 補足説明いたします。

お手元には、議案のほか新旧対照条文と主な改正内容等があると思います。

今回の改正の中には、単に引用法令の改正による条・項番号の変更や文言の整理等ありま

すが、お手元の主な改正内容について、参考資料によりご説明申し上げます。

倒産・解雇等により職を失った者については、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、おおむね2年間、国民健康保険税の軽減負担を図るものであります。

この軽減制度の対象者であります。雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として基本手当の受給資格を持つ者で、軽減期間は離職日の翌日からその翌年度末まで、また、その軽減内容は対象者の国民健康保険税の所得割額の算定基礎額を前年の給与所得の3割として算定いたす内容であります。

なお、この措置による国民健康保険税の減収額は保険基盤安定制度を適用し、公費補てんと特別調整交付金で補てんされます。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第2号 那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 追加日程第11、議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意についてを

議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番、岩村文郎君の退席を求めます。

〔7番 岩村文郎君退席〕

議長（川上要一君） 議案を朗読させます。

〔岩村照恵書記朗読〕

議長（川上要一君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意につきまして提案理由を説明申し上げます。

今回提案します議員選任の監査委員につきましては、岩村文郎議員であります。

岩村議員は、ご承知のとおり旧馬頭町議会議員から引き続き那珂川町議会議員を経験され、また、馬頭町・小川町合併協議会委員としても那珂川町の誕生並びに両町の融合に尽力されるとともに、栃木県農業士会長を務められるなど、地域はもとより町外におきましても信望が厚く、議員選任の監査委員としても、人格、見識ともにすぐれ、適任者として提案するものであります。

つきましては、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

7番、岩村文郎君の入場を許します。

〔7番 岩村文郎君入場〕

岩村文郎君に申し上げます。議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 追加日程第12、議案第2号 那珂川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

このたび地方税法等の一部を改正する法律が施行されました。これに伴い、那珂川町税条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものであります。

今回の改正は、1点目は、個人住民税については、子ども手当等の導入に伴い扶養控除の見直しが行われます。

2点目は、子ども手当、高校の実質無償化等の給付金に対する個人住民税の非課税及び差し押さえ禁止です。

3点目は、同居特別障害者加算の特例の改正が行われます。

4点目は、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する個人住民税が非課税になります。

5点目は、地方たばこ税が引き上げになります。

6点目は、生命保険料控除の改正については、新たに介護医療保険料控除が創設されます。

なお、詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りま

すようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） 補足説明いたします。

お手元には、議案のほか新旧対照条文と主な改正内容等があると思います。

今回改正の中には、単に引用法令の改正による法令名称、条・項番号の変更と多数ありますが、お手元の主な改正内容について、参考資料によりご説明申し上げます。

1つは、個人住民税における扶養控除の見直しで、16歳未満の者の控除は廃止され、16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止するため、扶養控除は33万円になり、19歳以上23歳未満の者は、上乗せ部分（12万円）は存続され45万円の控除がされます。

2つは、子ども手当等の給付金に対する個人住民税の非課税及び差し押さえ禁止になります。子ども手当や高校の実質無償化等の給付については、住民税を課さないこととされ、地方税の滞納処分による差し押さえが禁止されます。

3つは、同居特別障害者加算の特例の改組について、扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除または配偶者控除の額に23万円を加算する措置について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改められます。

4つは、金融所得課税の一体化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化に合わせ、一定の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得について、個人住民税の非課税措置が導入されます。

5つは、地方たばこ税率が引き上げられ、旧3級品以外の製造たばこについて1,000本につき3,298円から4,618円に引き上げられ、過去の実績からすれば1本につき5円程度の価格上昇が見込まれます。平成22年10月1日から適用になります。

6つは、生命保険料控除が改組され、平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る控除等について、新たに介護医療保険料控除が設けられ、各保険料控除の合計適用限度額が7万円とされます。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（川上要一君） お諮りします。

お手元に配付いたしましたとおり、総務企画常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第13として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

総務企画常任委員会の閉会中の継続調査

議長（川上要一君） 追加日程第13、総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りします。

総務企画常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、総務企画常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程の追加

議長（川上要一君） お諮りします。

お手元に配付いたしましたとおり、教育民生常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第14として、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

教育民生常任委員会の閉会中の継続調査

議長（川上要一君） 追加日程第14、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りします。

教育民生常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程の追加

議長（川上要一君） お諮りします。

お手元に配付いたしましたとおり、産業建設常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第15として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

産業建設常任委員会の閉会中の継続調査

議長（川上要一君） 追加日程第15、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りします。

産業建設常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程の追加

議長（川上要一君） お諮りします。

お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第16として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査

議長（川上要一君） 追加日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程の追加

議長（川上要一君） お諮りします。

お手元に配付いたしましたとおり、議会広報特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第17として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会広報特別委員会の閉会中の継続調査

議長（川上要一君） 追加日程第17、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りします。

議会広報特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（川上要一君） これにて、本臨時会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

平成22年第3回那珂川町議会臨時会を閉会といたします。

ご起立願います。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 1時31分